

花畑北部土地区画整理事業の換地処分に伴う登記識別情報の通知について

東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業につきましては、平成29年3月10日に換地処分公告が行われ、東京法務局城北出張所より、平成29年5月12日付けで土地区画整理事業に関する登記完了通知がなされました。

◇ 登記識別情報について

登記の書換えが終わっても新たな土地・建物の登記識別情報（従来の権利証）は原則として通知されませんのでご注意ください。

○合併換地以外の場合

（一つの従前の土地が、換地処分後一つまたは複数の土地に分割）

- ・ 登記識別情報は通知されません。
- ・ 現在お持ちの従前の土地の「登記済証（権利証）及び登記識別情報」は、これまでどおり有効です。

「換地処分通知」は、現在お持ちの従前の土地の「登記済証（権利証）」及び「登記識別情報」と一緒にして、大切に保管してください。

ただし、以下の場合は、土地所有者に新しく登記識別情報（従来の権利証）が通知されます。

○合併換地の場合（複数の従前の土地が、換地処分後一つの土地に合併）

- ・ 登記完了後に「登記識別情報」（※参照）が登記申請者である東京都（施行者）に通知されます。通知された「登記識別情報」は、東京都(施行者)から登記名義人に送付（本人限定受取郵便で送付）しております。

※ 登記識別情報は、アラビア数字その他の符号の組合せからなる12桁の符号で、不動産及び登記名義人ごとに定められ、本人確認手段の一つになります。従来の「登記済証（権利証）」に替えて通知されるものであり、非常に重要な情報です。

なお、「登記識別情報」は、登記に関して本人確認のために使用する重要な情報です。将来の登記申請の際には、この「登記識別情報」が必要となりますので、厳重に保管してください。